

稲美町教育委員会議事録

1 開催日時 令和4年2月25日（金） 開会 15時00分
閉会 16時18分

2 開催場所 稲美町役場305会議室

3 会議に付した事項

日程第1 諸報告

- (1) 行事・経過報告について
- (2) 2月・3月の行事予定について

日程第2 報告

報告第21号 専決処分したものに承認を求めることについて
専決第21号 専決処分書(令和3年度3月補正予算に係る意見について)

報告第22号 専決処分したものに承認を求めることについて
専決第22号 専決処分書(令和4年度稲美町教育予算に係る意見について)

報告第23号 専決処分したものに承認を求めることについて
専決第23号 専決処分書(稲美町学校開放管理指導員の委嘱について)

日程第3 その他

- (1) 1月分問題行動件数について
- (2) 総務福祉文教常任委員会の報告について(総務福祉文教常任委員会資料参照)
- (3) 令和3年度第2回稲美町生きる力を育むための小・中連携推進委員会の報告について
- (4) 第3回第3次稲美町男女共同参画プラン策定委員会の報告について
- (5) 令和3年度第3回稲美町社会教育委員会の報告について
- (6) 第3回稲美町スポーツ推進会議の報告について

4 出席委員

教	育	長	北	谷	錦	也
委		員	後	藤	哲	夫
委		員	北	口	隆	男
委		員	本	多	澄	子
委		員	高	田	道	夫

5 出席職員

教育政策部長 沼田 弘

生涯学習担当部長兼文化の森課長	山 本 勝 也
教 育 課 長	奥 陽 一
学校教育担当課長	野 邊 久 美
管 理 担 当 課 長	井 上 智 久
人 権 教 育 課 長	丸 山 一 也
生 涯 学 習 課 長	畠 邦 彦

6 開 会

教育長

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席をたまり、誠にありがとうございます。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により定足数に達しております。よって、会議が成立していますので、ここに開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

会議の傍聴についてですが、傍聴される方はいらっしゃいません。

次は、議事録の承認です。1月の定例会議事録をお手元に配付いたしておりますが、これを承認いただけますか。

各委員

異議ありません。

教育長

異議なしのお声をいただきましたので、議事録は承認されました。次は議事録署名委員の指名であります。議事録署名委員は、稲美町教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、教育長から指名いたします。本日は、北口隆男委員にお願いします。

続きまして、私から、日程第1、諸報告ですが、別紙資料の通りです。

続きまして、各課より報告をお願いします。

教育課 (報告内容省略)

人権教育課 (報告内容省略)

生涯学習課 (報告内容省略)

文化の森課 (報告内容省略)

教育長

各課の報告について、何かご意見があればお願いします。

後藤委員

3ページ人権教育課からの報告で3月3日に、「稲美町人権教育担当者会及び研修会」が開かれます。これは、例年の学校訪問等で、人権教育に関してのカリキュラムについて目を通させていただき、概要については、こんな方向でこんな学習が行われているとつかめるのですが、この2年離れていますので、実態の感覚が薄れてきています。特に中学校において、道徳の学習とか社会科の歴史学習の中で、取り上げられると思います。概要で結構ですので、部落差別を中心にした人権学習の取り組みは

どの様に行われているのかを教えてくださいましたらと思います。また、教師の世代交代で非常に移り変わりが激しいと思いますので、そういう先生方の研修についてはどんな取り組みをなされているのか教えてくださいましたらと思います。

丸山人権教育課長

私は、ちょうど学習してきた世代になるのですが、やはりどんどん世代が変わっております。毎年、各人権課題についての調査時にどの人権課題を取り扱ったか、学校から上がってきます。回答の中に、同和問題を取り上げた学校、同和問題を取り上げていない学校がありますが、同和問題を取り上げていない学校の割合が多くなっています。逆に言いますと、障がい者、高齢者問題、最近ですと性的マイノリティの関係、そういった辺りは、取り組んだと記してあります。昨年から人権教育担当者会を持つようにしております。その中であらゆる人権課題に対して、教育を進めていくことが大事だけれども、やはりこの同和問題を取り上げていくことが、まず根底として大事なことであり、共通理解をしているところです。ただ、その時にどのように取り扱っていくのが良いのかの辺りが、実際現場の先生からは声が上がってまいります。昨年ですと、北谷人権教育指導員（現教育長）が積極的に若手の教員をはじめ、同和教育に不安を抱く教員のために研修を行いました。依頼のあった学校には、学校まで出向いて行って研修を行い、人権教育課の方では同和問題を取り扱ったDVD等教材もございますので、紹介をして教員に見ていただいて、そして実際に授業を行っていく流れです。今年度も、例を上げますと稲美中学校で、教員研修を行って授業を行いたいとの依頼がございましたので、教材の準備とともに教育長に足を運んでいただいて、教員人権研修を行い、そして2月、3月、学年ごとに授業を行う予定で進めています。もっと手を入れていかなければならない部分、共通理解していかなければいけない部分もございますし、やはり課題として私たち感じておりますので、特に力を入れていく必要があると考えています。本日お渡ししました、「あした天気になあれ30」の見開きにもこれをテーマにしており、読んでいただいたら同和問題について振り返ることが出来ますので、各学校の方でも、通用してもらいたいと考えて、作成したところでございます。

教育長

他に、何かご意見はございませんか。

次は、日程第2、報告第21号 専決処分したものに承認を求めることについて、専決処分書「令和3年度3月補正予算に係る意見について」及び報告第22号専決処分したものに承認を求めることについて、専決処分書「令和4年度稲美町教育予算に係る意見について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

沼田教育政策部長 （説明内容省略）

山本生涯学習担当部長（説明内容省略）

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

北口委員

11ページの幼稚園費ですが、2,800万円からの工事請負費が計上されておりますけれども、この着工と完了はいつになるのでしょうか。

井上管理担当課長

設計を4月に発注しようと考えています。設計が終わった後の秋以降で着手になると今のところ予定しています。

教育長

他に、何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、これより採決に入ります。報告第21号及び第22号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

各委員

異議ありません。

教育長

ご異議なしと認めます。

よって、本2案は、原案のとおり承認されました。

次は、報告第23号 専決処分したものに承認を求めることについて、専決処分書「稲美町学校開放管理指導員の委嘱について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

畠生涯学習課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、これより採決に入ります。報告第23号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

各委員

異議ありません。

教育長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次は、日程第3、その他(1)「1月分問題行動件数について」を事務局から説明願います。

奥教育課長 (説明内容省略)

丸山人権教育課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

本多委員

中学校の問題行動について質問です。その他の真犯不良行為に上げられていたピアスの件ですが、

これは見つけた場合はどのような指導をされているのでしょうか。

奥教育課長

付けていることが確認された場合は、別室に場所を変えて指導をしていきます。授業を受けるのにふさわしくないと説明したうえで外し、その後学校で預かるなどのことをしたうえで、家庭へ返却となります。場合によって自分では外せないとなれば、外してから再度登校してくるようにと指導します。

本多委員

クラスで付けた状態で、授業を受けたりすることはないですか。

奥教育課長

付けた状態でそのまま認めることはありません。

教育長

他に、何かご意見はございませんか。

次は、(2)「総務福祉文教常任委員会の報告について」及び(3)「令和3年度第2回稲美町生きる力を育むための小・中連携推進委員会の報告について」を事務局から説明願います。

井上管理担当課長 (説明内容省略)

畠生涯学習課長 (説明内容省略)

丸山人権教育課長 (説明内容省略)

奥教育課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

次は、(4)「第3回第3次稲美町男女共同参画プラン策定委員会の報告について」から(6)「第3回稲美町スポーツ推進会議の報告について」を事務局から説明願います。

丸山人権教育課長 (説明内容省略)

畠生涯学習課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

高田委員

本日の議案29ページの「第3回第3次稲美町男女共同参画プラン策定委員会の報告について」、「5審議概要」、「(2) 第2回策定委員会以降の変更点について」の変更点について、『表紙のタイトル「ともに輝く未来のいなみ」に変更』という言葉が非常にいいなと思いました。男女、男

女と言ったら、いつまでたっても、男女、男女と続くような気がして、「ともに」というのがいいなと思ったのですが、この様な変更に至った経過等がお分かりでしたら教えていただけたらと思います。

丸山人権教育課長

国の法律が「男女共同参画社会基本法」という法律になっておりまして、これを外すことは出来ませんが、今、結論として「ともに輝く未来のいなみ」というのをタイトルとして大きく見えるようにしております。これにつきましては、昨年、一昨年と当事者の方と出会い、話を聞く機会がございました。その中でやはり男女共同参画については、このタイトル自体が凄く気になり、そこで一步踏み出すことが出来たら良いと思いますというご意見がありました。先程の議員人権研修会のなかでもお話をいただき、稲美町で一步踏み出してみようという思いからのスタートでございます。「ともに」の前には、男、女も関係なく、誰でもが、皆が「ともに輝く」そのようなことに願いを込めてこの様なタイトルとさせていただきます。

教育長

ご意見がないようですので、以上で、本日の議事はすべて終了しました。

なお、次回定例教育委員会は、3月16日(水)ですので、よろしく願いいたします。

それでは、これで本日の会議を閉会といたします。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。